

# 東広島市農業委員会令和元年5月（第5回）総会議事録

- 1 開催日時 令和元年5月30日(木) 午後3時から4時05分まで
- 2 開催場所 市役所本館4階 402, 403会議室
- 3 出席委員 23人

## 本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	小倉亜紗美	3	長原毅
4	清水寿昭	5	森原敏昭	6	岡本義則
7	古本啓之	8	脇坂俊之	9	原茂正
10	台川洋子	11	杉本源藏	12	加栗建男
13	窪田恒治	15	田辺寿孝	16	黒川克輝
17	小池智慧登	18	古川国昭	19	在間千鳥
20	瀬戸則昭	21	岡土居正弘	22	住井正美
23	木原省五	24	立川万里子		

- 4 欠席委員 1人

番号	氏名
14	佐伯隆弘

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 10番 台川洋子委員 11番 杉本源藏委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について  
 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について  
 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 22 号 「平成 30 年度東広島市農業委員会活動の点検・評価及び令和元年度東広島市農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について

(5) 報告

- 報告第 20 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 21 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 22 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 報告第 23 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について
- 報告第 24 号 農地利用状況調査による非農地判断の専決処分について

(6) その他

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	加二谷 達 雄	
農地保全係長	定 井 芳 紀	
農地係長	法 専 信次郎	
農地係主査	津 山 隆 之	
農地係主任	和 田 麻依子	
農地保全係主任主事	高 橋 久 雄	
生活環境部黒瀬支所地域振興課主査		浅 井 初 音
生活環境部福富支所地域振興課産業振興係長		貞 清 良 成
生活環境部豊栄支所地域振興課主査		岡 本 美由紀
生活環境部河内支所地域振興課主査		木 村 ゆかり

議 長	<p>これより5月総会を開会いたします。</p> <p>在任委員数24人中23人のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定によりまして、10番の台川委員さん、11番の杉本委員さんをお願いいたします。</p> <p>今、小倉委員さんが見えられましたので、23人ということでご訂正をお願いします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。</p> <p>会期は、令和元年5月30日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p>＜ 異議なし ＞</p>
議 長	<p>それでは、会期は令和元年5月30日1日限りといたします。</p> <p>それでは、これより次第3の議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
和 田 主 任	<p>議長、事務局和田です。</p> <p>それでは、総会議案の1ページをご覧ください。</p> <p>それでは、議案第19号について説明いたします。</p> <p>今月は11件の申請がありました。内訳は4ページをご覧ください。</p> <p>田26筆、16,613㎡、畑7筆、1,744㎡、合計33筆、18,357㎡です。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、53-1について説明します。</p> <p>●●の南西1.1kmのところ、経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、54-2について説明します。</p> <p>●●の東720mのところ、自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、耕作面積は今回の申請により3,531㎡となり、東広島市の下限面積を満たします。</p> <p>続いて、55-3について説明します。</p> <p>●●の北100mのところ、公共事業による買収の代替地取得のため、受人は耕作地の一部が道路用地となることに伴い、その代替地として所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、56-4について説明します。</p> <p>●●の北西720mのところ、経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。渡人は相続により申請地を取得しましたが、市外に居住し耕作も難しいため、受人に所有権移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、57-5について説明します。</p> <p>●●の北800mのところ、経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。申請地の現況は耕作されておらず草木が生えていますが、取得後はバックホウなどを用い整地を行い、来年以降での作付を予定しております。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、58-6について説明します。</p> <p>●●の北東950mのところ、自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有しています。</p> <p>続いて、59-7について説明します。</p> <p>●●の南西640m及び970mのところ、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は●●に居住していますが、●●に農地を所有していることから、本市を拠点として経営規模拡大を図るものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、60-8について説明します。</p> <p>●●の東1.1kmのところ、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p>

和田主任	<p>続いて、61-9について説明します。</p> <p>●●の南西910mのところ、経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。渡人は相続により申請地を取得しましたが、市外に居住し耕作も難しいため、受人に所有権移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、62-10について説明します。</p> <p>●●の南西670mのところ、経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、63-11について説明いたします。</p> <p>●●の南西1.3kmのところ、耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。申請地は従前より受人が耕作を続けてきたものであり、所有権移転後も引き続き水稻を作付予定です。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>以上、11件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>担当地区の委員さんから補足説明があればお願いをしたいと思います。</p>
岡土居委員	<p>57-5ですが、農地はちょっと木が生えているようですが、この方は農地利用最適化推進委員で61歳です。今、人のも頼まれて17町歩、耕作されています。この方は本当に真面目な方ですので大丈夫だろうと思っております。私が責任を持って指導しますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。そのほかにございますか。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議長	<p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>今、岡土居委員さんがおっしゃったように17町歩を耕作するのは大変でしょうね。何かございませんか。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議長	<p>それでは、ないようでございますので、採決に入ります。</p> <p>議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議案第20号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
法専農地係長	<p>議長、事務局法専です。</p> <p>議案の5ページをご覧ください。</p> <p>議案第20号でございます。</p> <p>今月は1件の申請がありました。内訳は議案の6ページをご覧ください。</p> <p>田1筆、444㎡、畑1筆、141㎡、合計2筆、585㎡です。</p> <p>内容につきましては、着席にて説明申し上げます。</p> <p>18-1でございます。</p> <p>共同住宅及び駐車場への転用事案です。申請者は●●に居住しています。このたび共同住宅及び駐車場を建設するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南南西750mに位置する第2種農地です。なお、建築許可の申請につきましては、担当部局に提出されております。</p> <p>以上、説明申し上げました案件につきましては、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから上程いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	事務局から説明がございました。 担当地区の委員さんから補足説明があればお願いしたいと思います。よろしいですか。
	< なし >
議 長	それでは、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いしたいと思います。
	< なし >
議 長	特にないようでございますので、それでは採決に入ります。 議案第20号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の案件は広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象外のため、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第20号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可することに決定をいたします。 次に、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
津山主査	<p>議長、津山 それでは総会議案の7ページをご覧ください。 議案第21号について説明します。 今月は32件の申請がありました。内訳については、総会議案の15ページをご覧ください。 田43筆、34,795.43㎡、畑11筆、4,978㎡のうち、転用面積4,727㎡、合計54筆、39,773.43㎡のうち、転用面積39,522.43㎡です。 内容については、座って説明させていただきます。 それでは、87-1について説明します。 資材置場及び駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、建築業を営む会社です。このたび会社敷地内に資材置場及び駐車場を設けていますが、手狭であり、受人の代表者自宅隣の本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北西1,350mに位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請にかかる土地の周辺地域において居住する者の日常生活上（又は業務上）必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、申請地を既に使用していたことから始末書を徴取し、農地法の手続について指導しています。 続いて、88-2と89-3は同一案件ですので、一括して説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の西1,650mに位置する第2種農地です。 続いて、90-4について説明します。 庭園（敷地拡張）への転用事案です。受人は●●に居住しています。このたび申請地を隣接する庭園と一体利用し、申請地には芝広場、池等を整備する計画です。申請地は、●●の北1,060mに位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第35条第5号既存施設の拡張による第1種農地の不許可の例外に該当します。また、農振農用地除外見込みです。 続いて、91-5について説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住しています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北1,060mに位置する第2種農地です。 続いて、92-6について説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業及び売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南西200mに位置する第2種農地です。 続いて、93-7について説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住しています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は●●</p>

津山主査	<p>の南東1,600mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、94-8と95-9については同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、電気工事業及び売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東1,550mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、96-10について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住しています。このたび実家の向かいである本申請地に住宅を建築するため転用しようとするものです。申請地は、●●の東160mに位置し、●●地区として昭和37年度から昭和40年度にかけて実施された農業構造改善事業により整備された第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号の規定による第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。また、農振農用地からは平成31年3月14日付で除外済みです。</p> <p>続いて、97-11について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住しています。このたび実家近くの本申請地に住宅を建築するため転用しようとするものです。申請地は、●●の北西360mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、98-12について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住しています。このたび実家に隣接する本申請地に住宅を建築するため転用しようとするものです。申請地は、●●の西760mに位置する第3種農地です。</p> <p>続いて、99-13について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、2つの発電所とするため本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の西380m及び420mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、100-14について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南1,050mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、101-15について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、電気工事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北西1,850mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、102-16について説明します。</p> <p>建売住宅への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業を営む会社です。このたび建売住宅で許可済みの隣接地と渡人所有の農地との間に生じる凹凸部分を直線に整備し、より営農しやすくするとともに宅地の形状を整えるため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北東650mに位置し、●●地区として昭和50年度から昭和60年度にかけて実施された団体営圃場整備事業により整備された第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号の規定による第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。また、農振農用地除外見込みです。</p> <p>続いて、103-17について説明します。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業を営んでいます。このたび受人が申請地近くで管理する共同住宅の住人向けの駐車場を整備するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北340mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、104-18から107-21については同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、建築業及び売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南410mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、108-22について説明します。</p> <p>建売住宅への転用事案です。受人は●●に本店を置き、建築業を営む会社です。このたび本申請地に建売住宅13棟を建築、販売するため転用しようとするものです。申請地は、●●</p>
------	--

津山主査	<p>の南東50mに位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。また、農振農用地除外見込みです。</p> <p>続いて、109-23について説明します。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、運送業を営む会社です。受人は申請地近くの工場から新車を自動車販売店まで搬送しており、現在、工場内にキャリアカーを置いていますが、新車台数もふえ、手狭となったことから、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の東1,400mに位置する第2種農地です。また、申請地は既に土が入っていたことから始末書を徴取し、農地法の手続について指導しています。</p> <p>続いて、110-24について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南西1,550mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、111-25について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●一の南西1,490mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、112-26から118-32は関連しますので、一括して説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、5つの発電所とするため本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●一の南1,000mから南西1,550m、また●●の東170mに位置する第2種農地です。</p> <p>以上、説明しました32件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。上程議案中、番号87-1から90-4、96-10、102-16、113-27については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対象外であることから許可してよいか、あわせてご審議をお願いします。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>担当地区の委員さんから必要があれば補足説明をお願いしたいと思います。ございませんか。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
木原委員	<p>23番木原です。</p> <p>90-4 これについては一応、申請地の南側で農作業をしている人に聞き取りをしました。申請地の中に池がつけられるのですが、池が面積の半分ぐらいになるので、そこに水を貯めるとなると、今でも水がないのに、恐らく枯渇してしまうということで確認してもらったんですが、一応水路は使わないということなので、まあいいかなという状況です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>そのほかございませんでしょうか。</p>
杉本委員	<p>11番の杉本です。</p> <p>98-12、この譲渡人は●●の方です。譲受人は現在、●●の●●の近くに居住しておられます。子供が2人で、申請地の近くに実家があるとうことでこっちに移るため、申請地を新しく求められたということです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>そのほかございませんでしょうか。</p>
小池委員	<p>17番の小池です。</p> <p>87番-1ですが、これはちょうどうちのすぐ近所なんです。ここにはお父さん、お母さんがおられて、本人は●●へおられるんですが、この家を買われて、事務所がわりにされています。ちょっと離れたところに作業場があります。それから車両、ダンプとか、レッカーとか、ユニックとか、結構持っておられます。そしてこの農地がちょうど道路に、旧県道なんです。面しておりまして、便利がいいものですから、あの家を買って、この農地を資材置場兼駐車場で使わせてもらうため、地主の●●さんの許可をとって埋めて使っていました。</p>

小池委員	<p>事前に先ほど始末書をとられたということですが、私は以前から農業委員をやっていますので、埋めるのだったら農業委員会の許可が必要だから申請しなさいと指導しまして、とうとう2年かかりました。地主が今ちょっと倒れて入院しておられるので、近いうち申請が出たことを言ってあげようと思います。受人が会社なのですが、添付資料に個人名を書いたり、いろんなことをやったりまして、手直しが大変で、ここを直せ、あそこを直せという具合で、ようやく書類が調いまして、今日に至った次第です。余計なことなのですが、そのお父さんが、●●でアスパラの収穫とか、白ネギの収穫とか、結構、夫婦で参加していただいて、実際に助かっております。まあ何とか違反解消できたような次第です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>そのほかにございますか。</p>
	< なし >
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。ございませんか。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、8ページの87-1から9ページ、90-4まで、10ページの96-10から11ページの102-16、14ページの113-27については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、87-1から90-4まで、それから96-10、102-16、113-27については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第22号「平成30年度東広島市農業委員会活動の点検・評価及び令和元年度東広島市農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について上程をいたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
定井農地保全係長	<p>それでは、議案第22号「平成30年度東広島市農業委員会活動の点検・評価及び令和元年度東広島市農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定についてご説明を申し上げます。</p> <p>まず、平成30年度東広島市農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価から説明をさせていただきます。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>別紙1の平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と記載のある資料をご覧ください。これは平成30年度の活動計画について点検評価したものでございます。</p> <p>資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番、農業委員会の状況ですけれども、これは平成30年6月1日現在の時点での状況を記載しております。1の農業の概要ですけれども、こちらは農林業センサスや耕地及び作付面積統計調査などの数値に基づいて記載しておるものでございます。なお、田の面積と畑の面積が合計の面積にぴったり合いませんけれども、これは1,000haを超える場合、1の位を四捨五入するというような端数処理をしております関係で、このような状況となっております。</p> <p>2番の農業委員会の体制でございますけれども、同じく平成30年6月1日現在の新制度に基づく体制を記載しております。</p> <p>それでは、資料の2ページをご覧ください。</p> <p>2、担い手への農地の利用集積、集約化について、1の現状及び課題についてでございますけれども、管内の農地面積や集積率等について、平成30年3月現在の状況でございます。また、課題につきましても、新たな担い手の創出等について記載をしております。次に、2</p>



番の平成30年度の目標及び実績ですけれども、①の集積目標は昨年度作成いたしました平成30年度の活動計画に記載した目標面積で、②の集積実績等が平成30年度末、この31年3月末の数値を記載しております。達成状況は98%弱という状況になっております。次の3、目標の達成に向けた活動でございますけれども、平成30年度の活動計画と、それに対する実績を記載したものでございます。活動計画は、平成30年度の活動計画を転記したもので、実績といたしまして農地情報の収集や中間管理機構等、連携等について記載をしております。次の4、目標及び活動に対する評価でございますけれども、農地情報の収集に重点を置きつつ、中間管理機構等も活用しながら、引き続き集積率の向上に努めることなどについて記載をしております。

それでは、3ページをご覧ください。

3、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、1、現状及び課題では、平成27年度から29年度までの状況について記載をしております。下の2番、平成30年度の目標及び実績についてですが、新規参入の目標とそれに対する実績を記載しております。平成30年度の参入実績は、経営体としては5経営体、面積は約3.3haとなっております。経営体数につきましては目標の2.5倍、面積は目標の約3.3倍となっております。ともに目標を上回った結果となっております。3の目標の達成に向けた活動ですけれども、平成30年度の活動計画に記載した計画について、その実績として委員さんの現場活動や新規就農者等への相談活動について記載をしております。その下の4、目標及び活動に対する評価ですけれども、新規就農希望者等への提供する農地情報のさらなる収集の必要性などについて記載をしております。

続いて、4ページをご覧ください。

4、遊休農地に関する措置に関する評価ですけれども、1、現状及び課題につきましては、平成30年度の活動計画の内容を転記したもので、2の平成30年度の目標及び実績ですけれども、①の解消目標面積1haに対して、②の解消面積が1.5haと目標を上回った結果となっております。解消の主な理由といたしましては、平成29年度の利用状況調査の調査時点では遊休農地であったものが、平成30年度の調査時では不作付地もしくは耕作地になっていたものでございます。3番の2の目標達成に向けた活動ですけれども、こちらは昨年度実施いたしました利用状況調査——農地パトロールですけれども——と利用意向調査における実績等を記載したものでございます。これらの活動に対する評価につきましては、4の目標及び活動に対する評価に記載したとおりでございます。

続いて、5ページをご覧ください。

5の違反転用への適正な対応についてでございますけれども、違反転用につきましては、事案の解消には至っておりませんが、今後も関係機関と連携して対応していく必要があるという旨を記載しております。

続いて、6ページをご覧ください。

6、農地法等により、その権限に属された事務に関する点検でございますけれども、農地法第3条に基づく許可事務や農地転用に関する事務処理につきまして、平成30年度における処理件数や実施状況等を記載をしております。

7ページをご覧ください。

3、農地所有適格法人からの報告への対応についてですけれども、農地所有適格法人から事業状況等について毎年度報告書を提出していただくことになっておりまして、この31年3月末現在の提出状況について記載をしております。その下の4、情報の提供等についてですけれども、賃借料情報、それから農地の権利移動等及び農地台帳の整備状況について記載をしております。

最後に、8ページをご覧ください。

地域農業者等からの主な要望、意見及び処理内容ですけれども、農地利用最適化等に関する事務につきまして、新規就農を希望される方から農地のあっせん、紹介などをしてほしい旨の相談をいただくことがございますので、昨年度から実施しております農地の借り手紹介依頼書について記載をしております。最後に、事務の実施状況の公表でございますけれども、必要事項を市のホームページ等で公表しておりますので、その旨を記載しております。

別紙1の平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についての説明は以上

定井農地 保全係長	<p>でございます、続いて令和元年度東広島市農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画についてご説明申し上げます。</p> <p>別紙2の令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画と記載のある資料をご覧ください。</p> <p>1ページ、1、農業委員会の状況ですけれども、1、農家、農地等の概要についてですが、これも先ほどと同じく農林業センサスや耕地及び作付面積統計調査に基づいて記載をしたものでございまして、平成31年4月1日現在の状況ということでございます。次に、2番の農業委員会の現在の体制ですけれども、こちらも4月1日現在の体制について記載をしたものでございます。</p> <p>それでは、2ページをご覧ください。</p> <p>2、担い手への農地の利用集積、集約化でございます。1の現状及び課題ですけれども、現状につきましては平成31年3月の状況を記載しており、課題につきましては、新たな担い手の創出であるとか、地域内での意見集約、それから圃場整備が実施されていない地域での集積が困難となっているような状況を上げさせていただいております。2の令和元年度の目標及び活動計画ですけれども、目標につきましては、昨年度と同様、集積率を1%向上させていくという考えに基づいて設定をさせていただいたものでございます。活動計画につきましては、農地中間管理事業の活用や、地域で話し合いを行う際の意見集約、それから担い手の方への情報提供といったものを上げさせていただいております。次の3、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についてですけれども、1、現状及び課題につきましては、新規参入の状況欄には平成28、29、30年の3カ年の状況を記載しており、課題につきましては、関係機関との効果的な連携のほか、受け入れ態勢づくりや最適な農地情報等の提供といったものを上げております。2番の令和元年度の目標及び活動計画ですけれども、新たな参入の目標数は、昨年度と同様に経営体目標面積を1haとしております。これは主に新規就農者の受け入れを担当いたします園芸センター等とも確認いたしまして、1経営体当たり0.5haで2経営体を目標とすることで確認をしておるものでございます。活動計画といたしましては、農地情報の収集及び提供のほか、関係機関と連携した補助制度等の情報提供を行っていく旨を記載しております。</p> <p>それでは、3ページをご覧ください。</p> <p>遊休農地に関する措置についてですけれども、1、現状及び課題の現状の数値については、平成31年3月現在の数値を記載をしております。課題といたしましては、昨年度と同様、農業者の高齢化、後継者や担い手の不足などを上げております。2、令和元年度の目標及び活動計画ですけれども、昨年度に引き続き、遊休農地を発生させない遊休農地化の防止という考えに基づいて目標を設定をしております。活動計画につきましては、農地利用状況調査、利用意向調査の計画について記載をしております。</p> <p>最後に、5、違反転用への適正な対応についてですけれども、現状については記載のとおりで、活動計画といたしましては、違反転用の早期発見や、転用等の諸制度についての啓発を図るといったことを上げております。</p> <p>令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします</p>
議 長	<p>事務局から説明がございました。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いしたいと思いますが、ございませんか。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>では、ないようでございますので、採決に入ります。</p> <p>議案第22号「平成30年度東広島市農業委員会活動の点検・評価及び令和元年度東広島市農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について、本総会において決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>

議 長	<p>ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第22号「平成30年度東広島市農業委員会活動の点検・評価及び令和元年度東広島市農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定については、本総会において決定することにし、市のホームページにより公表することといたします。</p> <p>続いて、日程第4の報告事項に入りたいと思います。これが終わって休憩いたします。それでは、事務局の報告第20号から報告第24号について説明をお願いします。</p>
法 専 農 地 係 長	<p>議長、事務局の法専です。</p> <p>報告第20号から報告第23号までを私から説明申し上げます。</p> <p>本件は、東広島市農業委員会規程に基づいて専決処分をしたものです。</p> <p>内容は、着席にて説明申し上げます。</p> <p>報告事項の1ページから5ページをご覧ください。</p> <p>市街化区域内における農地転用届け出に関するもので、届け出により許可不要となる案件です。</p> <p>1ページから2ページは、農地法第4条第1項第7号の規定による届け出を2件、3ページから5ページは、農地法第5条第1項第6号の規定による届け出を6件受理しております。</p> <p>続いて、6ページから11ページをご覧ください。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会に関するもので、地区担当委員さんと現地調査を行い、13件、38筆、全ての案件において非農地との回答をさせていただいております。</p> <p>続いて、12ページから13ページをご覧ください。</p> <p>農業用施設への転用届け出に関するもので、農道につきまして1件、受理しております。</p> <p>報告第20号から報告第23号につきましては以上でございます。</p>
定 井 農 地 保 全 係 長	<p>それでは、私からは報告第24号についてご説明申し上げます。</p> <p>本件も東広島市農業委員会事務局規程に基づいて専決処分したものでございます。</p> <p>内容は、着席にて説明をさせていただきます。</p> <p>報告事項の14ページから17ページをご覧ください。</p> <p>これは、農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールで調査した結果、再生利用が困難な農地としてご報告いただいた農地につきまして、事務局におきまして改めて現地確認をし、非農地として判断したものでございます。今回は、●●の農地につきまして、17ページの下に掲載しておりますように、田28筆、6,593㎡、畑1筆、338㎡、合計29筆、6,931㎡を非農地として判断するものでございます。これらの農地につきましては、今後所有者の方へ非農地の通知を行うとともに、法務局等の関係機関へ情報提供を行うこととなります。なお、担当の農業委員さんへは、位置図、現地確認した際の写真等の資料をもとに事務局から説明をさせていただき、非農地判断に同意する旨の確認書をご提出いただいております。</p> <p>報告第24号についての説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、日程第5のその他に入ります。</p> <p>委員の皆様から何かございましたらご発言をお願いしたいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p>
	< なし >
議 長	<p>じゃあ、事務局のほう何かありますか。</p> <p>それでは、ないようでありますので、委員の皆様方には長時間にわたりましてご審議を本当にありがとうございました。</p> <p>次回、6月の総会については、森原会長職務代理者さんのほうからご報告をお願いいたします。</p>
森 原 会 長 職 務 代 理	<p>それでは、次回6月総会は6月28日金曜日午前10時から、会場は本庁4階です。会議室で402、403号室で予定しておりますので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で5月の総会を閉会いたします。</p>

議事録署名者 議長 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議長(会長) 10番 台川 洋子 委員 11番 杉本 源 藏委員